

長崎県病院企業団 対馬地域新病院建設 基本設計プロポーザル説明書

1. 目的

長崎県病院企業団は二次医療圏ごとに入院機能を集約化し、将来に亘り地域医療の基幹となる病院を運営するため、病院の再編を進めています。

また、「長崎県地域医療再生計画(離島圏域)」に基づき、長崎県対馬いづはら病院と長崎県中対馬病院を統合した「対馬地域新病院建設基本計画」を策定いたしました。

この基本計画は、「医療の確保と医療水準の向上、患者中心の医療、保健・福祉との連携、安全管理の徹底、健全経営の確保、職員の意識の向上」を基本方針に掲げ、人口の減少と超高齢化社会が著しい地域であることを考慮し、現2病院の合計病床数338床から63床を削減した275床を計画いたしました。

更に、独居老人への生活支援や介護保険施設への入所待ち老人数の実態を鑑み、既存の長崎県対馬いづはら病院の建物本体を福祉施設や介護保険施設等へ転換し、入所施設として有効活用する計画が対馬市「高齢者福祉計画や介護保険事業計画」でも検討されています。

本業務は、「対馬地域新病院建設基本計画」に基づき、新病院の目指すべき医療、特に4疾病5事業の充実と市民の多様なニーズに対応出来、かつ限られた敷地面積の中で効率的・機能的な施設整備を推進するために公募型プロポーザル方式とし、広く提案を求めることにいたしました。

2. 業務の概要

(1) 業務名

長崎県病院企業団「対馬地域新病院建設 基本設計業務」

(2) 業務内容

対馬地域新病院建設事業の建築基本設計業務

(3) 履行期間

契約締結の日から平成23年10月31日(月)までとします。

(4) その他

詳細は、別紙「対馬地域新病院基本計画書(案)」によります。

※基本構想書の部分のみ

3. 参加資格

本プロポーザルに参加する者(以下「参加者」という。)の必要な資格は、次のとおりとします。

(1) 参加資格

- ① 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項の規定により、日本国内において一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 民事再生法の規定による再生手続き開始の申立て中、または再生手続き中でないこと。
- ④ 会社更生法の規定による更生手続き開始の申立て中、または更生手続き中でないこと。
- ⑤ 平成12年4月1日以降、日本国内において、病院(延べ床面積18,000㎡以上又は250床以上のものに限る。)にかかる新築工事、増築工事又は改築工事の基本設計及び実施設計業務並びに施工監理業務の受託実績を有していること。(実績及び竣工を証する書類を添付)

(2) 参加不適格者

- ① 対馬地域新病院設計候補者審査委員会(以下「審査委員会」という。)の委員
- ② 審査委員会の委員が自ら主宰し、又は、役員若しくは顧問として関係する営利法人、その他営利組織及び当該組織に所属する者。

4. 業務実施上の条件

- (1) 本業務の主たる分担業務分野は、建築分野とする。
- (2) 総括責任者(※1)及び主たる分担業務分野の担当主任技術者(※2)は、提出者の組織に所属し

ていること。

- (3) 総括責任者は、一級建築士であること。
- (4) 総括責任者及び記載を求める各担当主任技術者(意匠、構造、積算、電気、機械)は、それぞれ1名であること。
- (5) 総括責任者は、記載を求める各担当主任技術者を兼任しないこと。また、記載を求める担当主任技術者についても、記載を求める他の分担業務分野の担当主任技術者を兼任しないこと。
- (6) 総括責任者は、平成12年4月1日以降、日本国内において、病院(延べ床面積18,000㎡以上又は250床以上のものに限る。)にかかる新築工事、増築工事又は改築工事の設計業務に携わった実績がある者であること。
- (7) 構造分野、電気設備分野、機械設備分野等において、提出者又は協力事務所が他の提出者の協力事務所になっていないこと。

※1「総括責任者」とは、監理技術者のことです。

※2「担当主任技術者」とは、総括責任者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいいます。

5. 選定スケジュール

	開催予定日
・第1回 審査委員会	平成23年2月18日(金)
・提案者募集公告(実施要領等の交付開始)	平成23年2月25日(金)
・参加表明に関する質問書提出期限	平成23年3月 3日(木)
・参加表明書の提出期限	平成23年3月11日(金)
・第2回 審査委員会	平成23年3月17日(木)
・現地見学会(希望者)	平成23年3月23日(水)
・技術提案に関する質問書提出期限	平成23年3月28日(月)
・技術提案書提出期限	平成23年4月13日(水)
・第3回 審査委員会(ヒアリング)	平成23年4月22日(金)

6. 新病院建設スケジュール

平成23年5月～平成23年10月(6ヶ月) 基本設計
平成24年1月～平成24年 5月(5ヶ月) 実施設計
平成24年9月～平成26年 6月(22ヶ月) 建設工事
平成26年10月～ 開院予定

7. 概算事業費

床面積 19,250㎡(1床当たり70㎡×275床)
建設工事の概算事業費 57億7,500万円(職員宿舎除く)
建設費(2,100万円/1床当たり)

8. 担当部局

〒817-8517
長崎県対馬市厳原町東里303番地1
長崎県対馬いづはら病院 新病院建設推進部
(電話) 代表:0920-52-1910 直通:0920-52-6388
(FAX) 0920-52-1901
(担当) 桐谷 政実 (E-mail) m.kiritani_tih@dance.ocn.ne.jp
齋藤 靖 (E-mail) y.saitou_tih@dance.ocn.ne.jp

9. 参加表明書の作成及び記載上の留意点

別添「対馬地域新病院建設 基本設計プロポーザル参加表明書作成要領」によります。

10. 参加表明書に関する質問の受付及び回答

- (1) 質問書は、文書(別紙)を持参、郵送(配達証明付書留郵便)、又は電子文書にて受け付けます。
(但し、持参以外の場合は、必ず電話にて担当部局に到着又は着信を確認してください。)
なお、文書には回答を受ける窓口担当の部署、氏名、電話、FAX番号、電子メールアドレスを併記するものとします。
 - ① 質問の受付先: 8の担当部局と同じ
 - ② 質問の受付期間: 平成23年2月25日(金) ~ 平成23年3月3日(木) 17時まで
(但し、休日・祝日を除く)
 - ③ 質問に対する回答: 平成23年3月8日(火) 17時までに、電子メール、FAXでいたします。

11. 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 平成23年3月11日(金) 17時まで(休日・祝日は除く)
- (2) 提出場所 8の担当部局と同じ
- (3) 提出部数 製本15部(写真はカラーコピーしても良い)
フラットファイル(A4版)に左綴じ(A3については二つ折の折り返し)
- (4) 提出方法 持参又は郵送(配達証明付書留郵便に限ります。提出期限必着。事務局に到達有無を必ず電話で確認してください。)
- (5) その他
・伝送による提出は受理しません。
・要求された内容以外の書類、図面等は受理しません。
・選定されなかった参加表明書等の返却又は非公開を希望する場合は、その旨を明記してください。

12. 参加表明者の審査基準

参加表明書の評価項目、評価事項

評価項目	評価事項
1. 事務所の実力	(1) 専門分野別の技術職員数、有資格技術者数 (2) 病院建築設計業務実績
2. 技術職員(担当チーム)の経験及び能力	(1) 実務経験年数 (2) 業務実績

13. 選定者の決定(第2回審査委員会)

- (1) 参加表明書等による技術提案書の提出者の選定にかかる審査は、審査委員会で行い、技術提案書の提出を要請する者を選定します。
- (2) 技術提案書の提出要請者の選定数
技術提案書の提出を要請する者は、概ね5者を選定します。但し、同等評価の提出者が5者を超えて、存在する場合はこの限りではありません。
- (3) 第2回審査委員会開催予定日 平成23年3月17日(木)

14. 審査結果に関する事項

- (1) 技術提案書の提出者に選定された者に対しては、その旨を書面(選定通知書)により通知するとともに、技術提案書の提出要請書等を送付します。
- (2) 技術提案書の提出を要請しないことを決定した者に対しては、選定されなかった理由(非選定理由)を書面(非選定通知書)により通知します。

15. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

「対馬地域新病院建設 基本設計プロポーザル技術提案書作成要領」によります。
(技術提案書の提出要請者に選定された者に対して送付します。)

16. 現地見学会

- (1) 技術提案書の作成にあたり、希望者に現地見学会を実施いたします。
- (2) 現地見学会開催予定日 平成23年3月23日(水)

17. 技術提案書に関する質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付期間 平成23年3月28日(月) 17時まで
- (2) 質問の方法、受付先、受付時間、回答方法等は 10の(1)と同じ
- (3) 質問に対する回答 平成23年4月1日(金) 17時まで
- (4) 回答については、このプロポーザルの説明書の追加または修正とみなします。

18. 技術提案書の提出

- (1) 提出期限 平成23年4月13日(水) 17時まで
- (2) 提出場所、部数、方法等は、11の(2)から(4)と同じ
- (3) その他
 - ・伝送による提出は受理しません。
 - ・要求された内容以外の書類、図面等は受理しません。
 - ・特定されなかった技術提案書等の返却及び非公開を希望する場合は、その旨を明記してください。

19. 技術提案に関するヒアリング(第3回審査委員会)

- (1) 提出された技術提案書に関するヒアリング(第3回審査委員会)を次のとおり開催します。
 - ① 日 時 平成23年4月22日(金)
 - ※ヒアリングの開始時間については、別途通知する。
 - ② 場 所 長崎県対馬いづはら病院 2階 大会議室
 - ③ 出席者 総括責任者又は各担当主任技術者等2名以内(実際に本業務に従事する者とする。)
- (2) 説明方法
 - ・ヒアリング時の説明は、提出済みの資料(技術提案書)を用いること。
 - ・プロジェクター等の機器を用いた説明も認める。
- (3) ヒアリング時間
 - ・40分(うち、説明時間は20分以内とする。)

20. 特定結果に関する事項

- (1) 提出された技術提案書により、設計候補者として特定された者に対しては、その旨を特定通知書により通知します。
- (2) 提出された技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由を非特定通知書により通知します。

21. 建築設計業務委託契約にかかる見積書の徴取

- (1) 審査委員会が特定した最適任者を、当該業務にかかる委託契約の見積書の徴取の相手方として特定するものとします。

ただし、最適任者に辞退その他の理由で見積書の徴取が不可能となった場合は、次席者を見積書の徴取の相手方とします。
- (2) 契約手続きは、長崎県病院企業団財務規程の定めるところによります。

22. 委託業務

- (1) 委託業務内容と交渉

審査委員会で特定された最適任者に、対馬地域新病院建設事業にかかる基本設計業務委託契約の第1位交渉権が与えられます。

なお、契約の交渉が成立しない場合は、次席者と契約の交渉をいたします。
- (2) スケジュール

基本設計業務の委託契約期間は、平成23年5月から平成23年10月までの6ヶ月間とします。
- (3) 委託料

基本設計業務の委託料等の支払い条件は、長崎県病院企業団財務規程並びに業務委託契約書によるものとします。

23. その他

- (1) 本手続きにおいて使用する言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (2) 参加表明書及び技術提案書にかかる費用については、参加者の負担とします。
- (3) 参加表明書及び技術提案書の提出は、1者につき1件とします。
- (4) 無効となる参加表明書又は技術提案書
参加表明書又は技術提案書が、次の一つに該当する場合には無効となる場合があります。
 - ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - ② 作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
 - ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - ⑤ 許容された表現方法以外の表現が用いられているもの。
 - ⑥ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - ⑦ 審査委員会又は関係者に対して援助を直接的、又は間接的に求めた場合。
 - ⑧ 参加表明書及び技術提案書を提出した者で、参加表明書(技術提案書)の提出日から、契約締結までの間において、社会的信用を失墜させる行為が判明した場合。
 - ⑨ その他審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合。
- (5) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合は、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがあります。
- (6) 当該業務を受注した設計事務所(協力を受ける他の設計事務所を含む。)が、製造業及び建設業と資本・人事において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務にかかる工事等の入札に参加し、又は当該工事等を請負うことが出来ません。
- (7) 参加表明書及び技術提案書の取り扱い
 - ① 提出された参加表明書及び技術提案書は、特に返却を希望する旨の記載のない場合は、原則として返却いたしません。
 - ② 提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の提出を要請する者の選定、及び最適任者を特定する以外は、提出者に無断で使用いたしません。
 - ③ 提出された書類は、選定・特定を行う作業に必要な範囲内又は返却する場合において複製を作成することがあります。
 - ④ 提出された参加表明書及び技術提案書は、特定・非特定に関わらず、原則として特定後一定の間、評価結果とともに公開することがあります。
非公開を求める場合は、その旨を記載してください。
記載のない場合は公開に同意したものとみなします。
なお、非公開を希望した場合においても、「非公開を希望した旨」は公開します。
 - ⑤ 上記において、参加表明書及び技術提案書が特定されるまでの間であれば、公開についての意思を変更することができます。
この場合は書面(書式自由、A4版)に、その旨を記載し、提出してください。
- (8) 参加表明書及び技術提案書の提出後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更は認めません。
- (9) その他
技術提案書を作成するために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用してはなりません。